

平成27年第3回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成27年9月17日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	2番	村上	寿之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡	洋二君
	7番	橋本	良一君
	8番	石田	安夫君
	9番	蛭澤	幸一君
	11番	飯田	正憲君
	12番	西山	猛君
	13番	石松	俊雄君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原	瑞子君
	16番	横倉	きん君
	17番	大貫	千尋君
	18番	大関	久義君
	19番	市村	博之君
	20番	小菌江	一三君
	21番	石崎	勝三君

欠席議員

1番 田村泰之君

出席説明者

市	長	山口	伸樹君
副市	長	久須美	忍君
教	育	長	今泉寛君

市長公室長	橋本正男君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	櫻井史晃君
保健衛生部長	友水邦彦君
産業経済部長	山中賢一君
都市建設部長	竹川洋一君
上下水道部長	藤枝泰文君
市立病院事務局長	打越勝利君
教育次長	園部孝男君
消防長	橋本泰享君
会計管理者	中庭要一君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君
監査委員事務局長	中村一男君

出席議会事務局職員

議会事務局長	石上節子
議会事務局次長	飛田信一
次長補佐	渡辺光司
主査	若月一
主幹	神長利久

議事日程第6号

平成27年9月17日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 請願第27-6号 市道整備改良に関する請願書
- 請願第27-7号 道祖神峠トンネル整備促進に関する請願書
- 請願第27-8号 「笠間市地方創生及び、元気茨城づくりの一貫としての道祖神峠のトンネル化について」（請願書）
- 請願第27-9号 教育予算の拡充を求める請願

- 請願第27-10号 「笠間市民球場・スコアボードの電光掲示板化改修」に関する請願書
- 請願第27-11号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書
- 請願第27-12号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願書
- 請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願
- 日程第4 認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成26年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成26年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第5 議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第59号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 議案第62号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例について
- 議案第63号 工事請負契約の締結について（水処理設備更新工事）
- 議案第64号 平成26年度笠間市水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第65号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計剰余金の処分について
- 議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 委員会提出議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書
- 委員会提出議案第9号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第3 請願第27-6号 市道整備改良に関する請願書
請願第27-7号 道祖神峠トンネル整備促進に関する請願書
請願第27-8号 「笠間市地方創生及び、元気茨城づくりの一貫としての道祖神峠のトンネル化について」（請願書）
請願第27-9号 教育予算の拡充を求める請願
請願第27-10号 「笠間市民球場・スコアボードの電光掲示板化改修」に関する請願書
請願第27-11号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書
請願第27-12号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願書
請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願
- 日程第4 認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 平成26年度笠間市水道事業会計決算認定について
認定第3号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
認定第4号 平成26年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第5 議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第58号 笠間市税条例の一部を改正する条例について
議案第59号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第60号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
議案第62号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例について
議案第63号 工事請負契約の締結について（水処理設備更新工事）
議案第64号 平成26年度笠間市水道事業会計剰余金の処分について
議案第65号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計剰余金の処分について
議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）
議案第67号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第68号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第69号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

議案第71号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第73号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算(第1号)

議案第74号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第6 委員会提出議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書

委員会提出議案第9号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長(藤枝 浩君) ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は1番田村泰之君であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長(藤枝 浩君) 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(藤枝 浩君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番橋本良一君、8番石田安夫君を指名いたします。

委員会の閉会中の継続審査について

○議長(藤枝 浩君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

総務産業委員会委員長から、現在委員会において審査中の陳情第27-4号 気象事業の整備拡充を求める意見書提出に係る陳情については、会議規則第111条の規定により、お手

元に配付いたしました閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申し出のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長申し出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

請願第27－6号 市道整備改良に関する請願書

請願第27－7号 道祖神峠トンネル整備促進に関する請願書

請願第27－8号 「笠間市地方創生及び、元気茨城づくりの一貫としての道祖神峠のトンネル化について」（請願書）

請願第27－9号 教育予算の拡充を求める請願

請願第27－10号 「笠間市民球場・スコアボードの電光掲示板化改修」に関する請願

請願第27－11号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書

請願第27－12号 家族従業者の人権保障のための「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願書

請願第27－13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、請願第27－6号 市道整備改良に関する請願書ないし請願27－13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願までの8件を一括議題といたします。

付託委員会の総務産業委員会及び教育福祉委員会、並びに建設土木委員会の委員長から審査の経過及び結果についてご報告を願います。

初めに、総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 総務産業委員会審査結果報告、今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会は、9月4日、執行部より関係部課長などの出席を求め、議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第58号……。

○議長（藤枝 浩君） 委員長、委員長。

暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午前10時04分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 請願審査結果委員長報告、今期市議会定例会において総務委員会に付託された請願について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月4日に委員会を開催し、付託になりました請願について審査を行いました。

請願第27-11号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書については、願意妥当と認め、全会一致により当請願を採択すべきものといたしました。

請願第27-12号 家族従業者の人権保障のための「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願書については、審査の過程において、所得税法第56条は、国の制度として、青色申告を徹底させ、税務申告を適正なものとするためのものであるなどの意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものといたしました。

請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願については、審査の過程において、当該法案は戦争法案ではなく、日本の安全を確保する安全保障法案であるなどの意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものといたしました。

以上が、総務産業委員会に付託になりました請願の審査の結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託になりました請願につきまして、審査経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月4日に委員会を開催し、審査を行いました。

請願第27-9号 「教育予算の拡充を求める請願」については、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

請願第27-10号 「笠間市民球場・スコアボードの電光掲示板化改修」に関する請願書については、本請願が採択されることで、茨城国体に向けた県の補助事業採択への後押しになるのではないかなどの意見が出され、採決の結果、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました請願の審査の経過並びに結果であります。議員各

位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、建設土木委員会委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました請願第27-6号 市道整備改良に関する請願書、同じく27-7号 道祖神峠トンネル整備促進に関する請願書、同じく27-8号 「笠間市地方創生及び、元気茨城づくりの一貫としての道祖神峠のトンネル化について」（請願書）の以上3件につきまして、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、9月7日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の結果は、請願第27-6号 市道整備改良に関する請願書、同じく27-7号 道祖神峠トンネル整備促進に関する請願書、同じく27-8号 「笠間市地方創生及び、元気茨城づくりの一貫としての道祖神峠のトンネル化について」（請願書）の3件につきまして、願意妥当と認め、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました請願の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

菅井 信君。

○5番（菅井 信君） 総務産業委員会に付託になりました請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願についてご質問いたします。

委員長の報告の中では、採択をする意見があつて少数だったという報告がございましたけれども、請願に対する賛成の意見はあつたのか、なかつたのか。また、その内容はどのようなものであつたのか。そして、採決に当たつての少数という部分については、どの程度の少数だったのかをご質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長答弁、飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） ただいま菅井議員からの質問に対しまして、総務産業委員会で安全保障関連法を廃止する意見書提出を求める請願についての内容でございますが、もう少し時間をかけて憲法改正案から入るべきだという賛成が多かったのでございます。また、国民への説明不足であるということで不採択ということでございました。

賛成少数ということでございますが、賛成が2名、反対が3名、3対2で不採択となりました。

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

〔3番 石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。請願第27-7号 道祖神峠トンネル整備促進に関する請願に関して、賛成する立場で討論を行います。

道祖神峠にトンネルを通すことは、本戸地区の方々の日常生活の向上に大切な役割を果たすものと思われまふ。特に、毎年、冬期間には道祖神峠が通行どめになり不便な思いをしていたことが解消されるとともに、トンネルを通すことにより利便性の向上と安全性の向上も期待できる点があります。よって、請願趣旨1及び2に賛成いたします。

同時に、請願理由の2に合併特例債の活用が必要とありますが、これには賛成いたしかねます。その理由は、合併特例債の活用は笠間市に大きな負債を残すことになり、財政健全化の観点から問題があると考えます。財源については、トンネル区間の道路が県道であることから、県費の費用で行うべきと考えます。

○議長（藤枝 浩君） 石井議員、続けてやってください。

○3番（石井 栄君） それでは、請願第27-8号 「笠間市地方創生及び、元気茨城づくりの一貫としての道祖神峠トンネル化について」(請願書)に対する賛成討論を行います。

道祖神峠にトンネルを通すことについては、先ほど言いましたように、利便性の向上と安全性の向上も期待できる点があります。よって、1請願趣旨及び2請願理由に賛成いたします。

同時に、3予算についての記述の中に、合併特例債事業としての推進という記載がありますが、これには賛成いたしかねます。その理由は、合併特例債の活用は笠間市に大きな負担を残すことになり、財政健全化の観点から問題があるからであります。財源については、トンネル区間の道路が県道であることから、県費の費用で行うべきと考えます。

○議長（藤枝 浩君） 続けて、13号も。

○3番（石井 栄君） 続きまして、「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書の請願についての賛成討論を行います。

今期、笠間市議会第3回定例会に提出されております請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願に、賛成する立場で討論いたします。

今国会で審議されております安全保障関連法案は、憲法に違反し、立憲主義に反するばかりではなく、日本の平和と安全に資するものではないと同時に、日本を戦争の危険に引き込む危険性が高いものです。また、審議は尽くされておらず、問題点が明らかにされないまま政府・与党による採決の強行が行われようとしております。

今回の安全保障関連法案は、第1に、米軍に対する海外での戦争への支援です。法案は、従来あった非戦闘地域という歯どめを外して、戦闘地域と言われてきた場所まで自衛隊を出動させ、弾薬の補給、武器の輸送などといった兵站を行えるようになります。これらの戦争支援、兵站は、国際法上も軍事攻撃の対象となる危険な行為であることは明らかです。

政府は、戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を指定し後方支援を行うと説明しましたが、法案にはそのような記述がないことも明らかになりました。

さらに、米軍のミサイルや戦車などあらゆる武器が輸送できることになると指摘した小池 晃参議院議員に対し、中谷防衛大臣は、除外した規定はないと認める答弁を行いました。また、非人道兵器と言われるクラスター爆弾、劣化ウラン弾の輸送も排除されない。また、民主党の議員に対して、核兵器や毒ガスなどの大量破壊兵器も法理上は輸送可能であるとの見解を示しました。

第2に、安倍内閣が従来の憲法解釈を根本的に変更し、日本がどこからも攻撃されていないにもかかわらず、集団的自衛権を行使し、米国とともに海外で武力の行使を行うという危険な内容です。

米国が起こした違法な戦争に、政府は一度も反対したことがありません。米国が行う国際法上違法な先制攻撃の戦争に乗り出したときにも、違法な戦争と批判できずに、言われるままに集団的自衛権を発動するのは明瞭です。集団的自衛権の発動要件とされる武力行使の3要件を満たしているかどうかの判断が、時の政権の裁量に任せられており、無限定に広がる可能性があるからです。

6月10日、我が党の議員が、他国に対する武力攻撃で安保法案のような存立危機事態に陥った国が一つでもあるのかと質問した際に、岸田外相は答弁不能になり、1週間後、実例を挙げるのは難しいと答弁しました。

ホルムズ海峡での機雷掃海の件でも、その事態そのものが非現実的であることが明らかにされました。

そして、次に出してきたのが中国脅威論です。しかし、岸田外務大臣、中谷防衛大臣、宮沢経済産業大臣、いずれも中国脅威論の立場には立っていませんと繰り返し答弁しているではありませんか。交渉は大切だと話しますが、近隣諸国との関係をつくれない事実上の外交不在が、安倍内閣の行き詰まりを来しているのではないのでしょうか。

北東アジア平和協力構想の実現に取り組み、話し合いで解決する関係をつくることに力を入れるべきだと思います。軍事により問題の解決は図ることができるという考えこそ時代錯誤ではないのでしょうか。法案の立法事実、法案が必要だとする根拠がなくなったも同然の状況になっています。

政府のこれまでの憲法解釈は、集団的自衛権の行使は憲法に抵触する、憲法上認められる武力行使は我が国に対する武力攻撃に限るというものでした。その憲法解釈を180度変えようとする安倍内閣の姿勢に対し、6月4日の憲法審査会では、参考人の3人の憲法学者がそろって安保関連法案は憲法違反と表明しました。慌てた政府は、砂川事件判決を合憲の根拠としましたが、それも崩れ、さらに72年の政府見解を合憲の根拠としましたが、宮崎元内閣法制局長官の断言により事実上崩壊しました。

しかし、高村副総裁は、憲法を守る、判断するのは憲法学者ではなく裁判所であると述

べましたが、最高裁判所の元長官をされた山口氏が、集団的自衛権の行使は憲法違反であると述べ、憲法に違反する法案であることが明白になりました。

安保法案の危険性、違憲性が明らかになりましたが、政府は、116時間の審議時間を費やしたので、審議は尽くされたとして衆議院で採決を強行しました。とんでもありません。審議は始まったばかりです。11本の法律案の審議には、本来は1,200時間以上必要です。必要時間の10%にも満たない審議時間の上、審議を続けるために疑問や問題点が続出しています。しかし、参考人招致もまともに行わず、審議を尽くしたとは言えません。

昨日行われた地方公聴会は、そこでの意見を国会審議に生かすべきものです。審議はこれからです。この時点での採決は、政府・与党による議会制民主主義を突き崩そうとする暴挙であります。

先日、河野統合幕僚長と米軍幹部の会談関係書類が明らかにされました。この書類には、昨年12月の総選挙後のわずか3日後に訪米した河野統合幕僚長が、米軍幹部から安全保障関連法案の成立はどうかと聞かれたとき、来年の夏までには成立しないと答えたことと記録されていました。法案を国会に提出するはるか以前に、国民多数が反対している安保法案が成立する時期まで示しているという驚くべき事実が判明しました。自衛隊という実力組織の暴走以外の何物でもありません。自衛隊最高幹部が文民統制から逸脱し、米軍に従属し、暴走していることを示す事実であります。

この事態に、野党、国民から、河野統合幕僚長を国会に招致し、事実を解明し、責任の所在を明らかにすることが必要だという要求がありました。しかし、安倍内閣は、国会招致は必要ないと野党や国民の声を無視し、自衛隊最高幹部の暴走を放置しようとしています。

安倍内閣は、自衛隊法の改定を行い、組織改編により自衛隊の文民統制を弱体化し、制服組の権限を強化する措置をとりました。戦前、日本軍がみずから鉄道爆破事件を起こしたにもかかわらず、これを中国軍によるしわざだと偽り、政府がそれを偽りだと知りながら、必要な措置を何もとることなく、軍部の独走を許すという苦い経験をした歴史をほうふつとさせます。

この安全保障法制改正案に対して、自衛隊のイラク派兵時に内閣官房副長官補であった柳澤協二氏は、イラク以上のことをやれば必ず犠牲者が出ると話しています。

戦後70年、自衛隊は戦争による一人の犠牲者も出すことはありませんでした。それは、憲法9条の規定を国民の声とその運動により政府が守ってきたからであります。しかし、安倍内閣はそれを突き崩そうとしております。憲法学者の大多数が憲法違反の安保法案は廃案にすべきだと声を上げています。学者、研究者も1万人を超える方々が名前を連ねて反対の声を上げ、日本弁護士連合会も反対の意見書を取りまとめ、反対の意思を表明しております。

8月30日には、国会に12万名以上の方々が集まり、全国1,000カ所で数十万名の人々が安

保法案廃案への声を上げました。最近の世論調査では、今国会での法案成立に賛成が約30%、反対が約63%、政府の法案説明が十分であるが13%、不十分であるという答えが83%という結果が出ています。国民の大多数は、反対の意思を示しています。

この笠間市でも、同じように60%以上の市民の方は安保法案反対の意見だと思われます。議員の皆様、法案に反対する方々とともに、法案の内容に賛成の方々もこの法案に反対していただきたいと考えております。

それは、この安全保障関連法案は、憲法に違反する違憲立法であるからです。この法案を成立させようとするならば、まず憲法を変えなければできないことです。それをしないで法案の成立を強行しようとするのは、法治国家としての最低限のルールを崩壊させることとなります。そのために、まず憲法を変えるのが法治国家としてのとるべき方策だとして法案に反対する方もたくさんおられます。

安倍内閣は、初め、憲法改定を考えておりましたが、憲法改定はできそうにないと、次には3分の2条項を2分の1に緩和しようと試みましたが、しかし、うまくいかず、最後に考えついたことが、憲法解釈を変えれば改憲に等しいことができると方針転換をしたことです。この手法は、民主主義を根底から覆し、立憲主義に反する手法であります。

日本弁護士連合会の法案に対する意見書には、次のように記載されています。

自衛隊の任務と役割を拡大し、武力行使を行うことを可能とする本法案は、国のあり方のみならず、以下のように国民の生命、生活を危険にさらすものである。

まず、自衛隊に死傷者が出ることが現実の問題となる。集団的自衛権の行使等により、直接武力の行使をする場合はもちろん、現に戦闘が行われている現場付近での他国軍隊への支援、兵站活動や妨害勢力を排除するための任務遂行のため、武器使用などの現場で自衛隊員はみずから殺傷し、殺傷される現実の危険にさらされる。

さらに、海外でのNGO活動を行っている日本人等が攻撃の対象となるおそれも指摘されている。グレーゾーン事態に対応すべく領土紛争に自衛隊を出動させれば、他国との間で本格的な武力紛争になるおそれがある。他国の紛争に自衛隊が出向いて後方支援を行えば、日本国内で報復テロが行われる可能性も高まり、その脅威が日本でも現実のものとなりかねない。

そして、海外において日本が武力行使をしたり、外国の武力行使に関与したりすれば、日本の国土もまた直接の武力攻撃の対象とされることは避けられない。そして、結論として、以上のとおり現在国会で審議が進められている安保法制改定法案は、憲法第9条及び前文の恒久平和主義と平和的生存権の保障の基本原則に違反して、我が国の集団的自衛権の行使を容認し、または海外で武力の行使を行い、もしくは武力の行使に道を開く危険性の高い自衛隊の活動等を推し進めようとするものであり、かつ憲法の改正手続によらず法律によって実質的に改変してしまうものとして、立憲主義の基本概念及び国民主権の基本原則に違反するものであり、よって、当連合会は国民に対し見解を明らかにするとともに、

国会及び内閣に対し、意見の趣旨記載のとおり意見を述べるものである。日本弁護士連合会と、このように述べております。

国のありようを根底から変えようとする法案です。議員の皆様、憲法9条を守ろうとする方、それとは見解を異にする方も、民主主義と議会制民主主義に基づく地方自治の発展のために、請願に賛同され、国への意見書が採択されますようお願いいたしまして、私の討論といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 13番石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） ただいまの意見の中に会議規則違反と認められるものがござい
ます。暫時休憩をとっていただいて、議会運営委員会の開催を要求いたします。

○議長（藤枝 浩君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時56分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの石井議員の請願第27-7号、請願27-8号への賛成討論の中で、請願の趣旨には賛成し、事業に合併特例債を充てることに反対する内容のため、合併特例債の部分を削除するか、反対討論に切りかえていただきたいと思います。自席でお願いします。

石井議員。

○3番（石井 栄君） 今、議長から発言がありましたが、その件に関して意見を述べます。

私は、請願の趣旨二つは賛成であって、その請願の理由の2番の合併特例債の活用ということには反対であると、先ほどそのように述べましたけれども、その気持ちは変わっておりませんが、会議規則によりますと、趣旨と理由を別々に賛否を明らかにするということは会議規則に合っていないという指摘がありまして、会議規則がそうであれば、2番に指摘しました合併特例債の活用についての発言については、経過等も考えまして、私の2番の合併特例債についての反対ということについては削除させていただいて、そして道祖神峠トンネル整備促進請願書に賛成をするというふうにしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 討論を続けます。

次に、12番西山 猛君。

〔12番 西山 猛君登壇〕

○12番（西山 猛君） 請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

我が国は、戦後70年、よそ様の国に押しつけられた憲法を死守してきました。私は、今回、メディア、テレビ、新聞等、あるいは現場、拝見させてもらいました。若者があれだ

け国の将来をおもんばかって一つの意見をすること、これは多分平成になってないと思っております。このエネルギーを国づくり、これからの日本のあり方に十分寄与させるべきだと思っております。それが政治の役目だと思っております。

改めて、憲法の改正をするべきだと思います。与えられた憲法を先進国でありながら死守している、私は憤りを感じております。その中で、今、政治がやるべきことは、第1に憲法の改正、新憲法をつくるべきだと思っております。その中で十分な議論が必要だろうと。当然、若者の参加を求めて政治に目を向けさせて、参加をさせて、私はこれからの日本のあり方を考えるべきだと思っております。それには、私は大変なチャンスだろうと思っております。

このようなことを考えますと、戦争ができる法案、するではなくて戦争ができる、戦地に赴くことができる。つまり戦争になれば戦わなければならない。傷つけなければならない。傷つけられるかもしれない。こういう場に、これからの若者は果たして愛国心を背中に行くでしょうか。

私は、平和ぼけしている日本の我々を含めた大人、この社会に若者が何かのサインを出している、このように思っております。この若者の多くのエネルギーをこれからの国づくりのために十分に発揮させていただきたい。これが私は、地方議員あるいは国会議員、国会議員といえども地方から出ている先生方でございます。地方議会は二院制をとっております。中央は議員内閣制をとっております。そういう政治の部分で違いがあります。

地方にあっては、オギャーと生まれる前から地方の行政に深くかかわり、母親が子どもを宿したときに地方行政のお世話になる、母子手帳をもらう。そして、死んで埋葬されるまで、全生涯、全過程において地方議会と地方行政とかかわっております。そして、国の行政とは外なる行政、つまり今回のような大きな案件を国会議員、我々が託した、地方から選出された国会議員で構成された内閣で決まっていくと思っております。

だとすれば、地方の言葉が私は国を動かすのが筋であろうかと思っております。国が地方を動かすのではなくて、地方が国を動かす。今回のこの法案を廃案とする、私は仕切り直しをしなければいけない時期に来ていると思っております。政治と若者の間、この距離を狭める重大な、大変大きなチャンスだろうと思っております。

したがいまして、この安全保障関連法案を廃案とすることに私は賛成をして、もう一度今の若者の意見を酌み取ったこれからの50年、100年後の国家を考えた政治を行っていただきたい、このように思っております。

あえて、この案件につきましては賛成とさせていただきます。どうぞ議会議員同志の皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、請願第27-6号 市道整備改良に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第27－7号 道祖神峠トンネル整備促進に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第27－8号 「笠間市地方創生及び、元気茨城づくりの一貫としての道祖神峠のトンネル化について」（請願書）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第27－9号 教育予算の拡充を求める請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第27－10号 「笠間市民球場・スコアボードの電光掲示板化改修」に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第27－11号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する請願書を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第27-12号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願書を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第27-12号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第27-13号 「安全保障関連法案」を廃案とする意見書提出を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第3号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第4号 平成26年度笠間市立病院事業会計決算認定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてないし認定第4号 平成26年度笠間市立病院事業会計決算認定についての4件を一括議題といたします。

まず、付託委員会の決算特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告願います。

委員長飯田正憲君。

〔決算特別委員長 飯田正憲君登壇〕

○決算特別委員長（飯田正憲君） 決算特別委員会委員長報告、今期市議会定例会におい

て決算特別委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、9日、10日の3日間にわたり、執行部より関係部課長などの出席を求め審査を行いました。審査の方法は、部単位に行い、それぞれの課ごとに説明を受け、審査いたしました。

なお、今回の審査最終日には、大雨による洪水被害への対応に追われ忙しい中、部内の調整を図りご対応いただきありがとうございました。

審査過程において出されました主な質疑、意見についてご報告申し上げます。

市長公室所管では、笠間市ホームページの維持管理の状況、男女共同参画の成果として各審議会への女性委員参画の現状、企業誘致に対する市の取り組み状況についてなど。

総務部所管では、東京電力賠償金の受け入れは何に對するものか、契約検査室における検査担当職員の資格所有の必要性について、岩間支所と笠間支所とで維持管理経費に大きく差が出ている要因は。市税等の滞納者に対する具体的な取り組み内容についてなど。

市民生活部所管では、エコフロンティアかさま対策費の使途、福田地区地域振興整備基金の目的についてなど。

福祉部所管では、市立保育所における非正規職員数とクラス担任の実態について、介護保険事業では介護保険利用限度額に対する実際の利用状況についてなど。

保健衛生部所管では、医療福祉費マル福において、所得制限により該当しない人数とその額はどのくらいになるか、不妊治療に対する補助制度の周知方法と補助の実績について、また、国民健康保険事業では国保世帯の平均所得と1人当たりの国保税額がどのくらいか、また、所得が減少し保険税が上がる現状においては、保険税を軽減するため一般会計からの繰り出しを増額させるべきではないかなどの意見がありました。

市立病院所管では、平成25年度と26年度を比較した場合、患者数や収益が伸びている主な要因は何か。また、政策的なサービスがあり、繰出金を減少させることは困難と思うが、純粋な市の繰出金はどのくらいになるのかなど。

都市建設部所管では、門前通り周辺整備事業について、費用対効果を考慮した事業が実施されているか、木造住宅耐震診断の事業概要とその効果、友部2級5号線の整備計画についてなど。

教育委員会所管の学校給食では、地元食材の納入状況と納入業者の選定方法、地産地消に対する市の基本的な考え方について、図書館では利用者が減少する傾向にあるが、これに対する具体的な目標があるか。友部図書館で実施している学校への定期的な図書の配本を笠間、岩間図書館でも実施する考えはないかなど。

上下水道部所管では、茨城中央工業団地笠間地区の下水道計画について、公共下水道事業の不納欠損額の内容と収入未済額の今後の対応についてなど。

消防本部所管では、消防広域化の協力経過と消防団の統合計画、消防貯水槽撤去の経緯

などについてなど、審査の過程において以上のような質疑、意見がありました。

討論では、横倉委員より、認定第1号 平成26年度一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について、国民健康保険税、医療福祉費の所得制限、小中学校統廃合の問題、臨時職員の待遇改善など、市として必要な対策がとられていないとの理由から、反対の討論がありました。

採決の結果、当委員会に付託になりました認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 平成26年度笠間市水道事業会計決算認定について、認定第3号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成26年度笠間市立病院事業会計決算認定については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、決算特別委員会からの意見としては、予算の執行をする上では、今後とも費用対効果に留意されたいと提言させていただきたいと思います。

以上が、審査の経過並びに結果であります。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

審査の判断基準は、予算の執行が適正に行われているか、すなわち執行された施策における歳入歳出の数値が合っているのかどうかだけではなく、目指すべき政策効果を上げているか、市民生活、福祉の向上に貢献しているかどうかであります。

この点から検討した結果、認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定は、認定できないと判断いたしました。

その理由は、まず、値上げされた高額になった国民健康保険税に対する是正措置が講じられていなかったことです。国保世帯の平均所得は、2010年平成22年から2014年平成26年の間に177万2,145円から175万4,643円に、約1万8,000円下がりましたが、国保税は、反対に年間9万5,527円から10万622円に約5,000円も上がりました。余裕のない生活を送る市民に追い打ちをかける措置になりました。そのため、2014年度平成26年度の国保税の滞納世帯は2,324世帯、17%にもなり、短期保険証、資格保険証を交付される世帯は必要な医療の

受診が難しい状況にあります。

第2に、中学生までの医療費無料化には所得制限があり、ゼロ歳から中学生までの1,434名、全体の率で見ますと15.8%が医療費無料化から除外されています。

第3には、小中学校の統廃合により、地域に育てられ、地域とともに歩んできた地域の文化、教育の拠点である小学校が3校、中学校が1校廃校になりました。国や県の指針により慎重な検討や協議を重ねたものと思われませんが、存続可能な小中学校を廃校にしたことにより、地域の拠点を失った地元と学校教育への影響は少なくありません。

第4に、市の施策を第一線で支える市職員の中で、臨時雇用者の割合が高く、身分雇用が不安定で、労働条件が依然として低水準であることです。

例えば公立保育所4カ所で働く職員は、正職員27名に対し臨時職員は55名で、臨時雇用者の割合は67%になっています。臨時職員の待遇は、時給970円から1,000円です。1日働いて8,000円、月20日働いて16万円です。何年働いても、正職員の50%にも満たない額で勤務しなければなりません。このような雇用が、学校給食の調理員、図書館司書の方など市の各部署に広がっており、低賃金で不安定な雇用形態が解消される方向には進んでいないことです。

第5には、臨時職員のほとんどが女性であり、男女共同参画社会の実現にはほど遠いのが現状です。

以上に指摘しましたように、2014年度平成26年度の市の施策には政策効果を上げていない点があります。上記の件は国の施策方針に大きな要因がありますが、市として必要な対策が行われておりません。

以上の理由により、私は、これらの内容を含む2014年度、平成26年度歳入歳出決算認定に反対をいたします。同時に、この指摘が笠間市の来年度予算に生かされることを強く要請して、討論といたします。

議員各位におかれましては、ご理解をいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、認定第1号 平成26年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 平成26年度笠間市水道事業会計決算認定について採決いたします。
本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決定することにしました。

次に、認定第3号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成26年度笠間市立病院事業会計決算認定について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第58号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第59号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第60号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

議案第62号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例について

議案第63号 工事請負契約の締結について（水処理設備更新工事）

議案第64号 平成26年度笠間市水道事業会計剰余金の処分について

議案第65号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計剰余金の処分について

議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議案第69号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第71号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてないし議案第74号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）の18件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 総務産業委員会から審査結果報告いたします。

今期市議会定例会において総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月4日、執行部より関係部課長などの出席を求め、議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第58号 笠間市税条例の一部を改正する条例について、議案第59号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、以上5件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、番号法の整備に伴い、法の規定に対応し適正な取り扱いを定めるための改正であり、不正利用があった場合の罰則規制についてなどの質疑がありました。

次に、議案第58号 笠間市税条例の一部を改正する条例については、議案第59号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例については、質疑はありませんでした。

次に、議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、事業者なども個人番号を取り扱うことになるため、情報漏えいなどセキュリティに関する質疑がありました。

次に、平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）秘書課所管分において、一般職退

職特別負担金などの理由、商工観光課所管の笠間焼国際交流事業委託料の内容について、また、農政課所管の販売促進強化事業委託料について、事業内容と運営について検証が必要ではなどの質疑がありました。

市民活動課所管のイベント委託料、婚活バスツアーについては、笠間市の婚活事業の現状と今後の展開について、環境保全課所管の備品購入費における不法投棄監視カメラはどこに設置するのかなどについての質疑がありました。

また、議案第57号、58号、59号、61号及び市民課所管の第66号については、番号法に関連するものであり、情報漏えいなどが懸念されるとのことから、横倉委員から反対討論がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告いたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 今期市議会定例会において教育福祉委員会に付託された議案につきまして、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、9月4日に執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第62号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例について、議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）、議案第67号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第68号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第69号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第70号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、議案第73号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）、以上7件の議案について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第62号 笠間市幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例については、預かり保育所が15分に対し50円という料金設定の妥当性について質疑がありました。

続いて、議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）では、子ども福祉課所管の安心こども基金小規模保育設置促進事業補助金の減額は、事業者の辞退による減額とのことだが、その具体的理由と今後の待機児童などへの市の対応について質疑がありました。

また、学務課所管の給食調理業務委託関連の債務負担行為補正では、学校給食調理の民間委託の考え方についてなどの質疑がありました。

続いて、議案第68号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、後期高齢者医療広域連合保険料精算納付金が増額補正された理由について、続いて、議案第69号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、生活管理指導短期宿泊事業委託料の減額理由についてそれぞれ質疑がありました。

審査の結果、当委員会に付託された議案のうち、議案第66号については賛成多数、議案第62号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号及び議案第73号につきましては全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長西山 猛君。

〔建設土木委員長 西山 猛君登壇〕

○建設土木委員長（西山 猛君） 今期市議会定例会において建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、去る9月7日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第60号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、同じく議案第63号、同じく64号、65号、66号、71号、72号、議案第74号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）の以上8件の議案について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見等を審査結果について及び審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、建設課が所管いたします議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）においては、笠間地区排水整備工事費1,339万円の工事箇所と芸術の森公園及び愛宕山周辺整備事業の広場整備工事費900万8,000円の工事箇所についての質疑がありました。

次に、管理課が所管いたします同じく議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）についての質疑はありませんでした。

次に、都市計画課が所管いたします同じく議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）においては、稲田駅前になぜ田んぼをつくるのか、また鍋島碑の撤去などについて地元で反対意見を耳にするが、これまでの経緯と都市計画課の役割についての質疑とともに、鍋島碑の復活や駅前の交通渋滞について、地元への説明を十分行い、地元の理解を得て整備していただきたいとの意見が出されました。また、鍋島碑は市で建設したものなのかとの質疑がありました。

次に、まちづくり推進課が所管いたします議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正

予算（第2号）においては、空き家バンク登録件数及び空き家バンクに登録している人の平均年齢、空き家利活用修繕補助金の限度額についての質疑がありました。

次に、水道課が所管いたします議案第60号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、水道料金の水戸市と笠間市との比較の中で、水戸市の水道料金が安いいため水戸市に移っている傾向がある。人口流出にもつながるものではないか、料金を下げるべきではないのかとの意見が出されました。

同じく、水道課所管の議案第64号 平成26年度笠間市水道事業会計剰余金の処分について及び議案第65号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計剰余金の処分については、関連があるため一括説明を求めました。

委員より、現金の部分と見かけ上の資金とがあり、これらを明確に分けるため処分するという説明の根拠は何かとの質疑がありました。

同じく水道課所管の議案第74号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）においては、第4条の議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費が1,300万1,000円と大きく減額補正となった理由について及び職員2名減となった理由についての質疑がありました。

次に、下水道課所管の議案第63号 工事請負契約の締結について（水処理設備更新工事）、議案第71号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第72号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果であります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許可します。

16番横倉さん君。

〔16番 横倉さん君登壇〕

○16番（横倉さん君） 16番、日本共産党の横倉さんです。議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

国のマイナンバー制度の来年1月施行に伴う改正で、6月議会でもマイナンバー制度そのものに多くの疑問、問題があることを指摘し、反対いたしました。

一つは、全ての国民に12桁の番号をつけ、所得や納税、それから社会保障の情報を国が管理し、国はさらに預貯金や健康診断などの情報もつけ加えようとしています。それを使って、政府は税や保険料などの徴収を強化するねらいがあります。

二つには、全ての事業所に重い負担と膨大な資金がかかります。全ての事業所は、従業員だけでなく、その家族の番号も管理し、その厳格な管理が求められ、システムの改修資金もかかります。

三つには、年金個人情報流出事件があったように、100%漏えいを防ぐのは不可能だということです。同様の制度があるアメリカなど諸外国では、民間企業が個人番号情報を蓄積するようになってから多くの問題が起きています。個人番号を闇取引で悪用したり、成り済ます事件が横行したりして、犯罪を助長しています。

政府は、この制度について、公的年金申請の際など手間が省けるといいますが、多くの人にとっては年に一度あるかないかの手続で、個人情報流出によってもたらされる被害のほうがはるかに深刻です。マイナンバー制度の実施に強く反対し、それに伴う条例改正に反対をいたします。

議員各位におかれましては、ご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、討論といたします。

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第57号 笠間市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号 笠間市税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 笠間市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 笠間市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理等に関する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 異議がありますので、本件に対する委員長の報告は可決ではありませんが、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 工事請負契約の締結について（水処理設備更新工事）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成26年度笠間市水道事業会計剰余金の処分について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 平成26年度笠間市工業用水道事業会計剰余金の処分委員について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 平成27年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号 平成27年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成27年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号 平成27年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、先ほど請願第27-9号 教育予算の拡充を求める請願についてのところで、教育予算の「充実」と発言した部分を「拡充」と訂正いたします。

日程追加

○議長（藤枝 浩君） ここでお諮りいたします。

教育福祉委員会及び総務産業委員会の委員長から議案が提出されております。

この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時59分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書

委員会提出議案第9号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、委員会提出議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書及び委員会提出議案第9号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

初めに、教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 委員会提出議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことであり、特に学級規模の少人数化の拡充が必要であります。しかし、地方交付税削減の影響や……。

○議長（藤枝 浩君） 暫時休憩します。

午前 11時59分休憩

午後 零時00分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育福祉委員会委員長畑岡洋二君。

〔教育福祉委員長 畑岡洋二君登壇〕

○教育福祉委員長（畑岡洋二君） 委員会提出議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、特に学級規模の少人数化を各学年に拡充すべきであります。しかし、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で取り組むことは困難な状況となっています。

また、政府としては、東日本大震災による学校施設の復旧や子どもたちの心のケアなど、人的、物的な援助や財政的な支援を継続的に取り組むべきであります。よって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、拡充させるため、地方自治法第99条の規定により国などへの意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により教育福祉委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（藤枝 浩君） 次に、総務産業委員会委員長飯田正憲君。

〔総務産業委員長 飯田正憲君登壇〕

○総務産業委員長（飯田正憲君） 委員会提出議案第9号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。平成27年9月17日、笠間市議会議長藤枝 浩様、総務産業委員会委員長飯田正憲。

提案理由。

政府は、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすることなどとして国会決議を遵守すべきであります。

本県では、特に米、牛肉、豚肉、乳製品について関税を撤廃するとなれば、農業者は廃業の瀬戸際に立たされることが予想されます。

また、食の安全やI S D条項など、国民の暮らしや命にかかわる重要課題について不安を招来させぬよう、毅然とした交渉姿勢を貫き通すべきであります。

さらに、マスコミなどで不安を抱いている全国農業者に対して、懸念を払拭し、十分かつ明確な説明を行うべきであるため、地方自治法第99条の規定により国などへ意見書を提出するものであります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、委員会提出議案第8号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第9号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議されました議事の審議も全て議了いたしました。

これにて平成27年第3回市議会定例会を閉会といたします。

午後零時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 橋 本 良 一

署 名 議 員 石 田 安 夫